

消防法に基づく火災原因調査と製品安全法令の整備による出火防止対策の強化

1. 火災原因調査結果の活用による出火防止対策の強化

製品火災に係る消防本部における火災原因調査の結果を収集・整理し、四半期毎に公表するとともに、製品火災の情報を関係省庁と共有し、製造事業者等における自主回収等の対応の徹底や火災を起こす危険な製品の流通防止に向けて活用。

消防法(昭和23年法律第186号)

第31条 消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。

第32条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするため必要があるときは、関係のある者に対して質問をすることができる。

第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に関係のある場所に立ち入つて、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

2. 最近の製品安全法令の整備の例

①石油ストーブ

⇒平成21年4月1日施行の改正消費生活用製品安全法施行令により、不完全燃焼防止装置や給油時消火装置(カートリッジ給油式の場合)等の措置が義務付け。

②ガスこんろ

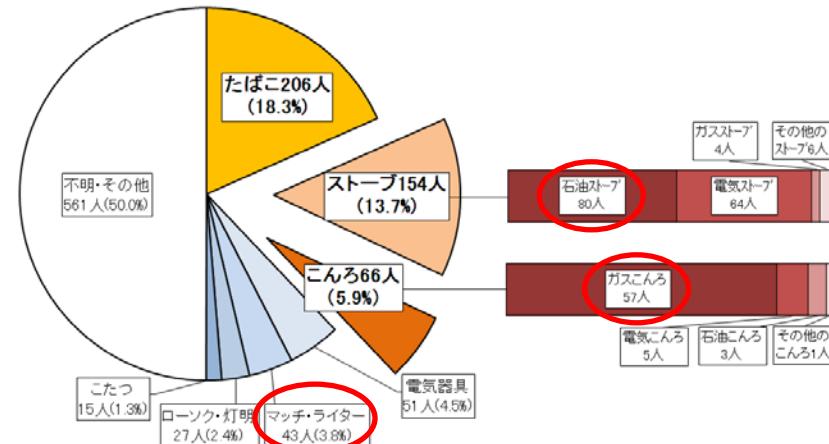
⇒平成20年10月1日施行の改正ガス事業法施行令及び液石法*施行令により、調理油過熱防止装置や立ち消え安全装置等の措置が義務付け。

*液石法: 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

③ライター

⇒消費生活用製品安全法での安全規制の対象化について、現在、消費経済審議会製品安全部会にて審議中。

【参考】発火源別の住宅火災の死者数（平成20年中（放火自殺者等を除く））



3. 火災原因調査体制の充実・強化に係る全国消防長会からの要望

※別紙の通り。

全消発第226号
平成21年7月2日

総務省消防庁
長官 岡本 保 殿

全国消防長会
会長 小林 輝幸

製品事故における火災原因調査体制の充実・強化について

平素は、警防防災体制充実強化につきまして深いご理解と格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、科学技術の進歩に伴い、製造物は精密・複雑化しており、出火に至った場合の火災原因究明についても専門的知識が必要となり苦慮しているところです。

現在、消防が有する製造・輸入業者への火災原因調査に関する権限は、質問権のみであり、資料提出命令権、報告の徴収権及び立入検査権は任意の協力を得て実施していることから協力を拒否された場合、火災原因調査等に支障が生じた事例もあります。

そのため、火災の発火源となった製造物を詳細に調査するため、製造、輸入業者に対する火災原因調査権限を拡大するとともに火災原因調査員の資質の向上、特異な事案に対する公表及び製造・輸入業者等への再発防止指導を行う高度な専門的知識・技術を有する鑑識機関等の整備検討が必要であり、次の事項について一層のご高配とご尽力を賜りますよう、全国消防長の総意をもって要望申し上げます。

1 製造・輸入業者への火災原因調査権限拡大について

消費者の安心安全のため早急な消防法改正を行い、製造物等に起因する火災の再発防止を目的として、火災原因調査権限の拡大について要望する。

2 火災調査体制の充実・強化のため火災調査鑑識機関等の整備検討について

高度化する火災調査業務に対応するため火災原因調査員の資質の向上、特異な事案に対する公表及び製造・輸入業者等への再発防止指導を主な目的として、国が主導のもと各地域レベルでの鑑識機関等の整備検討について要望する。